

# 宇都宮市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
28年度	522,262	197,604,005	1,241,086	30,617,425	15.5	16.0

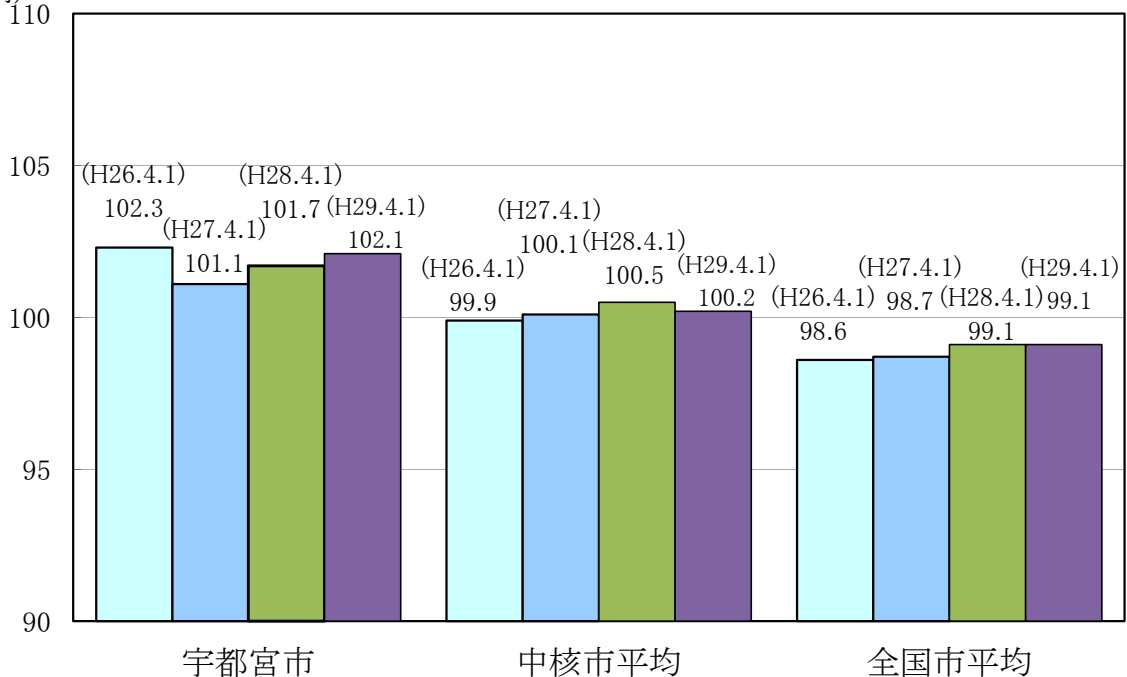
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
28年度	2,936	11,834,963	3,319,293	4,832,767	19,987,023	6,808	6,401

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。  
 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。  
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

(例)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

※ 平成29年4月1日のラスパイレス指数が、100を超えている理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数が100を超えている理由としては、初任給基準が国を上回ること、学歴による給与較差を設けていないこと等が挙げられます。  
 今後も国との本質的な水準較差を見極めるとともに、類似都市の状況などの調査を行いながら、引き続き給与水準の適正化に努めていきます。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

##### ① 給料表の見直し

[ <実施> 未実施 ]

実施内容 (平均引下げ率, 実施 (実施予定) 時期, 経過措置の有無等具体的な内容 (未実施の場合には, その理由) )

<p>(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日 (内容) 行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2%引下げ。人材確保の観点から初任給に係る若年層についての号給は引下げを行わず、3級以上の級の高位号給については、50歳台後半層における官民給与差を考慮し、最大4%の引下げ。また、激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。 他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。</p>
--

##### ② 地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

<p>(支給割合) 国基準6%に対し、本市においても6%を支給 (支給割合の見直し無し(級地区分のみ変更: 5級地から6級地))  (参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成26年度</th> <th colspan="2">平成27年度以降</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>支給割合</th> <th>区分</th> <th>支給割合 (4月1日 時点及び遡 及改定後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国基準による支給割合</td> <td>旧宇都宮市</td> <td>6%</td> <td rowspan="3">宇都宮市</td> <td rowspan="3">6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>旧上河内町</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>旧河内町</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>宇都宮市の支給割合</td> <td>宇都宮市</td> <td>6%</td> <td>宇都宮市</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成26年度まで国基準による支給割合については、市町合併前の地域ごとの区分としていましたが、今回の見直しにより宇都宮市としての支給割合となりました。</p>		平成26年度		平成27年度以降		区分	支給割合	区分	支給割合 (4月1日 時点及び遡 及改定後)	国基準による支給割合	旧宇都宮市	6%	宇都宮市	6%		旧上河内町	0%		旧河内町	3%	宇都宮市の支給割合	宇都宮市	6%	宇都宮市	6%
		平成26年度		平成27年度以降																					
	区分	支給割合	区分	支給割合 (4月1日 時点及び遡 及改定後)																					
国基準による支給割合	旧宇都宮市	6%	宇都宮市	6%																					
	旧上河内町	0%																							
	旧河内町	3%																							
宇都宮市の支給割合	宇都宮市	6%	宇都宮市	6%																					

##### ③ その他の見直し内容

<p>(内容) 単身赴任手当の見直しを実施(平成27年4月1日実施) (平成27年度当初からの内容: 国と異なる点) ・基礎額 ⇒ 30,000円 ・加算額(100km以上300km未満) ⇒ 8,000円(当該距離区分以外は国と同様)</p>
--

#### (5) 特記事項

・平成29年4月1日～平成30年3月31日までの間、市長・副市長・教育長の給料月額6%減額を行っております。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宇都宮市	42.3 歳	329,078 円	415,112 円	370,937 円
栃木県	43.1 歳	336,602 円	411,567 円	368,785 円
国	43.6 歳	330,531 円	— 円	410,719 円
中核市平均	41.8 歳	319,632 円	404,999 円	365,205 円

### ② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円) (A)	平均給与月額(円) (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (円) (B)	A/B
宇都宮市	51.6歳	128	324,988	374,104	355,737	—	—	—	—
うち清掃職員	51.4歳	29	323,062	384,202	354,959	廃棄物処理業従業員	45.7歳	293,000	1.31
うち学校給食員	46.3歳	6	316,383	347,216	338,016	調理士	43.0歳	263,000	1.32
うち用務員	52.8歳	44	324,832	366,669	355,790	用務員	55.1歳	207,300	1.77
うち自動車運転手	51.3歳	4	338,575	391,919	369,755	自家用乗用自動車運転者	56.0歳	231,100	1.70
栃木県	52.5歳	255	345,300	392,257	371,188	—	—	—	—
国	50.6歳	2,722	286,833	—	328,360	—	—	—	—
中核市平均	49.1歳	250	330,593	387,927	363,718	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C) (円)	民間 (D) (円)	C/D
宇都宮市	—	—	—
うち清掃職員	6,112,751	4,023,000	1.52
うち学校給食員	5,670,500	3,400,100	1.67
うち用務員	5,971,799	2,818,600	2.12
うち自動車運転手	6,383,367	3,131,600	2.04

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しております。(平成26～28年の3ヵ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」のデータは、平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値です。

### ③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宇都宮市	40.9 歳	342,827 円	444,272 円	384,457 円
栃木県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
中核市平均	38.4 歳	302,535 円	397,039 円	347,451 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 3 「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

### (2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		宇都宮市	栃木県	国
一般行政職	大 学 卒	I類(A) 184,800 円	184,800 円	一般職 178,200 円
	高 校 卒	155,800 円	150,500 円	146,100 円
技能労務職	中 学 卒	141,600 円	135,500 円	—
消防職	高 校 卒	178,900 円	—	—

- (注) 1 一般行政職とは、各種窓口業務や政策・行政経営などの内部事務に従事する事務職員、土木・建築などの設計・監理業務に従事する技術職員です。  
 2 技能労務職とは、自動車運転手・清掃作業員・道路補修作業員・給食調理員などです。  
 3 一般行政職は行政職給料表、技能労務職は技能労務職給料表、消防職は消防職給料表が適用されるため、給与体系は異なります。  
 4 技能労務職については、平成10年度以降採用しておりません。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	255,272 円	363,759 円	395,041 円	428,131 円
	高 校 卒	224,890 円	323,229 円	362,958 円	379,538 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	315,867 円	332,763 円
消防職	高 校 卒	252,690 円	331,711 円	381,150 円	411,491 円

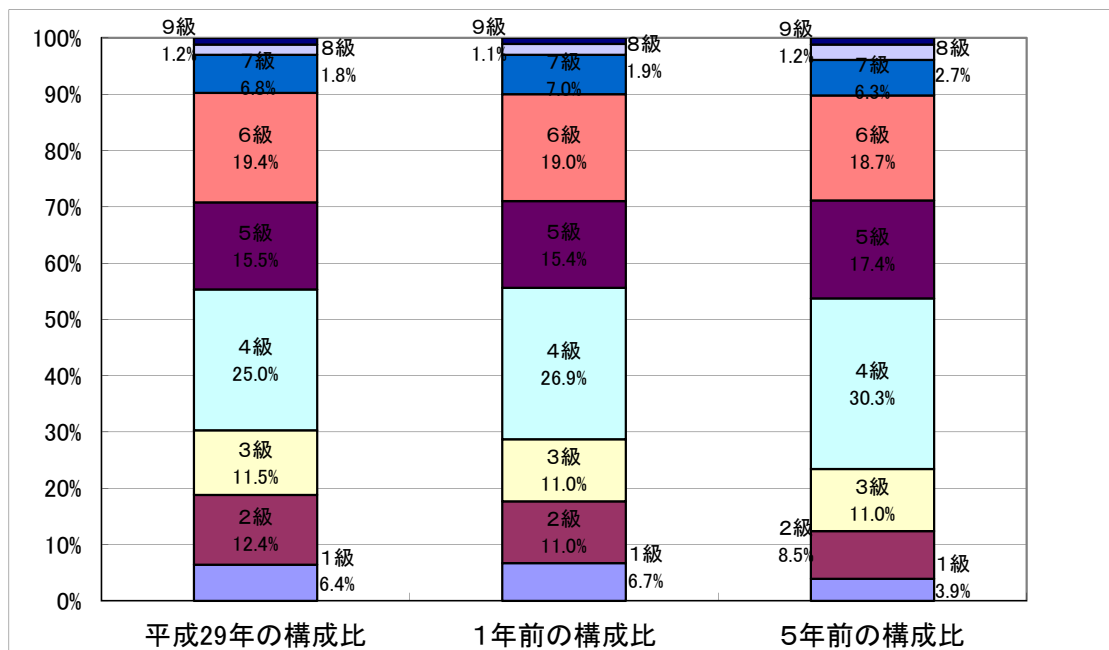
- (注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合採用時からの年数をいいます。  
 2 技能労務職の経験年数10年と20年は、該当する職員がいませんでした。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事, 技師	123 人	6.4 %	141,600 円	246,600 円
2 級	主事, 技師	239 人	12.4 %	191,700 円	303,400 円
3 級	主任主事, 主任技師	221 人	11.5 %	227,900 円	349,200 円
4 級	主任	480 人	25.0 %	261,100 円	380,200 円
5 級	副主査	297 人	15.5 %	287,100 円	392,200 円
6 級	副主幹, 主査	373 人	19.4 %	317,700 円	409,400 円
7 級	主幹	130 人	6.8 %	361,800 円	444,100 円
8 級	副参事	34 人	1.8 %	407,300 円	467,800 円
9 級	参事	23 人	1.2 %	457,600 円	526,700 円

- (注) 1 宇都宮市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○			
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位, 標準, 下位の区分	○			
上位, 標準の区分		○		
標準, 下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	△		△	
ロ 人事評価を活用していない	○			
活用予定時期	未定			

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

宇都宮市	栃木県	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1,645 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,699 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.80 )月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.80 )月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.85 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位, 標準, 下位の成績率	○		○	○
上位, 標準の成績率		○		
標準, 下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当 (平成29年4月1日現在)

宇都宮市			国		
(支給率)	自己都合	早期・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	4,072 千円	22,226 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

##### (3) 地域手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		769,068 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		239,734 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	6 人	20 %
宇都宮市(※)	6 %	3,039 人	6 %
地域手当補正後ラスパイレス指数		102.1	
(ラスパイレス指数)		( 102.1 )	

(※) 市外に所在する市の施設などに勤務する職員を含みます。

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 宇都宮市の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績(28年度決算)	62,874 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	104,966 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)	18.7 %
手当の種類(手当数)	16

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に 対する支給単価
徴収手当	行政職	庁外で市税及び市税外収入金の徴収事務に従事したとき	139 千円	日額 250円
遺体処置手当	行政職・技能労務職	老人福祉施設での収容者の遺体の納棺又は行旅死亡人の収容その他の処置に従事したとき	12 千円	1体 6,000円
特別勤務手当	行政職	衛生環境試験所に勤務し、毒物、劇物及び特定毒物又はそれらの化合物を取り扱って水質、大気、土壌等の分析業務に従事する職員	0 千円	月額 3,300円
精神保健業務手当	行政職	保健所保健予防課に勤務する職員が、精神障害者又は精神障害の疑いのある者の護送その他必要な措置に従事したとき	5 千円	日額 400円
感染症等防疫手当	行政職	感染症の患者の収容、家畜伝染病の患畜の処分その他必要な措置又は処理に従事したとき	27 千円	日額 400円
狂犬病予防業務手当	行政職	狂犬病予防のため、犬の捕獲又は捕獲の指揮監督業務に従事したとき	62 千円	日額 400円
衛生検査手当	行政職	衛生環境試験所及び保健所生活衛生課食品衛生グループに勤務し、食品及び添加物等の食品衛生検査に従事する職員	894 千円	月額 10,000円
		血液、尿、生化学等の臨床検査に従事したとき	236 千円	日額 500円
保健衛生業務手当	行政職	公衆保健衛生に関する事務に従事する医師	3,600 千円	月額 300,000円
と畜検査手当	行政職	と畜の解体検査に従事する職員	2,048 千円	月額 14,000円
		と畜の細菌検査、病理検査及び理化学検査に従事したとき	2,169 千円	日額 800円
社会福祉業務手当	行政職	生活福祉課に勤務し、庁外において生活保護に関する業務に従事したとき	1,149 千円	日額 300円
行旅病人収容手当	行政職	行旅病人の収容、その他の措置に従事したとき	0 千円	1回 2,000円
清掃業務手当	技能労務職	ごみ減量課、ごみ収集センター若しくは清掃工場に勤務し、又は廃棄物の収集、運搬、処理等清掃の作業に従事したとき	9,350 千円	日額 900円
		計量検査業務に従事したとき	35 千円	日額 150円
		公園内において、ごみの収集処理又は公衆便所の清掃作業に従事したとき	0 千円	日額 500円
消防手当	消防職	高低差10m以上の足場の不安定な高所で火災の消火又は人命の救助に従事したとき	3 千円	1勤務 300円
		火災の消火、人命の救助又は救急業務のために現場に出動したとき (上記に掲げる者を除く)	7,685 千円	現場業務従事あり 1勤務 250円
			138 千円	現場業務従事なし 1勤務 200円
			15,536 千円	現場業務従事ありの 救命救急士 1勤務 400円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日の午前5時までに於いて行われる業務に従事したとき	8,628 千円	1勤務 200円

家畜伝染病防疫手当 (H29.4より追加)	技能労務職	家畜伝染病患者の収容その他必要な措置又は処理に従事したとき	0千円	日額 400円
特殊自動車運転手当	技能労務職	特殊自動車を運転し、土木等の作業に従事したとき	0千円	日額 600円
特殊現場業務手当	行政職・技能労務職	自動車整備士の免許を有する職員が、自動車又は原動機付自転車の運行途中における故障、事故等に際し、道路上でこれらの整備、修理等に従事したとき	1千円	日額 200円
	行政職	公害防止のため、ばい煙、汚水、騒音、振動、悪臭等が発生する場所に立ち入って行う規制、測定若しくは検査の業務又は試料の収集の業務に従事したとき	28千円	日額 300円
		岩石採取場の坑内(地下10m以上で市長の定める箇所に限る)で調査業務に従事したとき	0千円	日額 850円
		毒物劇物監視のため毒物劇物を取り扱う場所に立ち入って試料の収集の業務に従事したとき	0千円	日額 300円
	技能労務職	溝渠、側溝等の補修又は清掃の作業に従事したとき	9,784千円	日額 800円
		アスファルト等を使用して道路又はこれに類する場所の舗装又は補修の作業に従事したとき	1,345千円	乳剤散布 日額 800円
			0千円	その他 日額 400円
		道路占用工事の現場で、埋め戻し作業等の技術指導に従事したとき	0千円	日額 250円

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	1,356,025 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	423 千円
支給実績(27年度決算)	1,390,925 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	431 千円

- (注) 1 平成28年度の支給実績には、選挙事務(参議院総選挙・知事選挙・市長選挙)に係る時間外勤務手当が含まれています。  
2 平成27年度の支給実績には、選挙事務(県議会選挙・市議会選挙)・国勢調査事務に係る時間外勤務手当が含まれています。



(6) その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 ① 配偶者が無い場合の1人目 11,000円 ② その他の扶養親族1人につき 6,500円 ③ 満16歳到達の年度初めから、満22歳到達後最初の年度末までに該当する子がいる場合の加算額1人につき 5,000円 ※上記内容及び支給単価は、平成28年4月1日現在の情報となります。なお、平成29年4月より人事院勧告を踏まえた制度に見直しを実施しております。	同じ		335,615 千円	231,299 円
住居手当	借家・借間 ・家賃12,000円超 23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃-23,000) ×1/2+11,000円 それぞれ求めた額に1,500円を加算した額 (支給限度額28,500円)	異なる	借家・借間(国) ・家賃12,000円超 23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃-23,000) ×1/2+11,000円	180,934 千円	313,035 円
通勤手当	・交通機関利用者 最長通用期間の定期券相当額 (支給限度額55,000円) ・交通用具利用者 以上 以下 2~4km 2,000円 超 以下 4~8km 4,700円 8~12km 7,400円 12~16km 10,100円 16~20km 12,800円 20~24km 15,500円 24~28km 18,200円 28~32km 20,900円 32~36km 23,600円 36~40km 26,300円 40~44km 29,000円 44~48km 31,700円 48~52km 34,400円 以下4kmごとに2,700円を加算 (支給限度額55,000円)	同じ 異なる	・交通用具利用者(国) 以上 未満 2~5km 2,000円 5~10km 4,200円 10~15km 7,100円 15~20km 10,000円 20~25km 12,900円 25~30km 15,800円 30~35km 18,700円 35~40km 21,600円 40~45km 24,400円 45~50km 26,200円 50~55km 28,000円 55~60km 29,800円 60km~ 31,600円	261,671 千円	91,397 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、その勤務の特殊性に基づき支給 49,500円～98,400円	同じ		189,962 千円	836,838 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ		217,866 千円	67,913 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ		55,881 千円	156,970 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 1回 4,800円 (5時間未満の勤務は2,400円)	異なる	(国) 1回 4,200円 (5時間未満の勤務は50/100を乗じて得た額)	0 千円	0 円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料 報 酬	市 長	1,109,200 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,206,000 円 / 722,400 円	
	副 市 長	( 1,180,000 円 ) 902,400 円	974,000 円 / 669,800 円	
	議 長	( 960,000 円 ) 800,000 円	827,000 円 / 613,000 円	
	副 議 長	( 710,000 円 )	748,000 円 / 555,000 円	
	議 員	( 670,000 円 )	700,000 円 / 510,000 円	
	期 末 手 当	市 長 副 市 長	(28年度支給割合) 4.30 月分	
議 長 副 議 長 議 員		(28年度支給割合) 4.30 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×40/100×87/100	1,971 万円	任期毎
		給料月額×在職月数×28/100×87/100	1,123 万円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 市長・副市長の給料及び報酬の（ ）内は、6%の減額措置を行う前の金額です。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

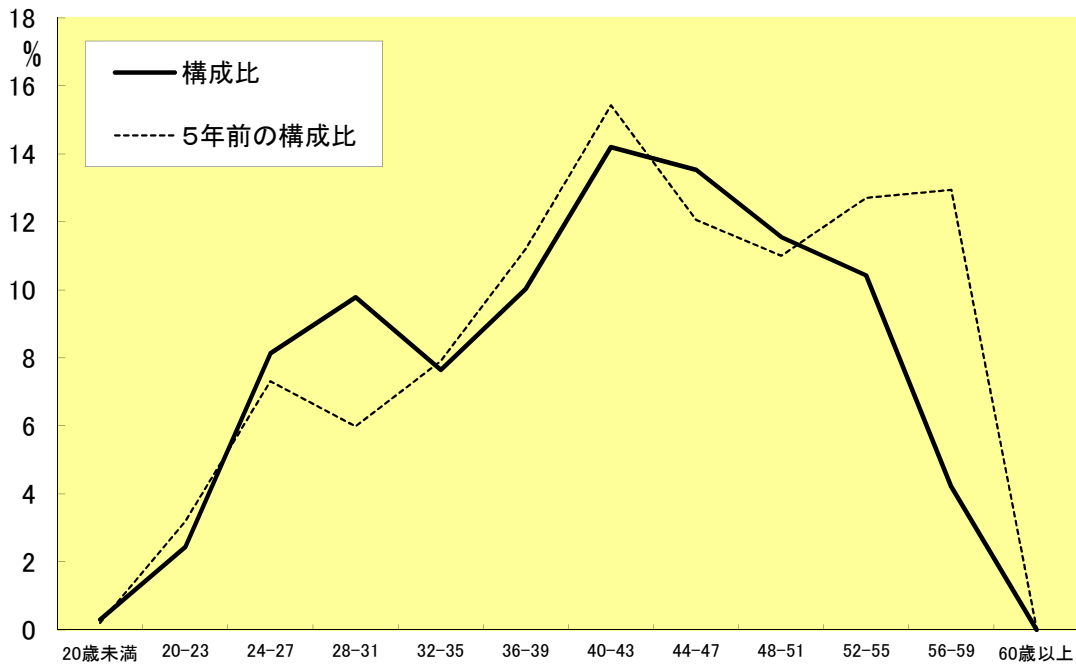
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成28年	平成29年		
普通会計部門	議会・総務	650	642	▲ 8	増) 上河内・河内地区市民センターの設置 減) 上河内・河内地域自治センターの廃止
	一般行政部門				
	税務	182	180	▲ 2	減) 納付書発送等業務の委託
	福祉	777	772	▲ 5	増) 保健福祉相談担当(北部)の設置 減) 上河内・河内地域自治センターの廃止
	経済	112	117	5	減) 観光交流に係る体制の見直し
	土木(建設)	500	509	9	増) LRT整備, 土地区画整理事業に係る体制強化
	計	2,221	2,220	▲ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 42.51 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 44.47 人)
	教育部門	262	264	2	増) 国体準備に係る体制強化 減) 学校施設維持管理業務の委託
	消防部門	453	453	0	
	小 計	2,936	2,937	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.24 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 61.86 人)
公営企業会計等部門	水道	126	124	▲ 2	減) 浄水場管理業務の委託
	下水道	114	112	▲ 2	減) 執行体制の効率化
	その他	104	108	4	増) 地域包括ケア推進室の設置
	小 計	344	344	0	
合 計		3,280 [3,340]	3,281 [3,340]	1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.82 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
2 [ ]内は、条例定数の合計です。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成29年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 10	人 80	人 267	人 321	人 251	人 254	人 329	人 466	人 444	人 379	人 342	人 138	人 3,281

### (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 別	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	2,256	2,240	2,238	2,226	2,221	2,220	▲ 36(▲ 1.6%)
教育	321	297	284	271	262	264	▲ 57(▲ 17.8%)
消防	457	458	455	457	453	453	▲ 4(▲ 0.9%)
普通会計	3,034	2,995	2,977	2,954	2,936	2,937	▲ 97(▲ 3.2%)
公営企業等会計	357	354	345	342	344	344	▲ 13(▲ 3.6%)
総合計	3,391	3,349	3,322	3,296	3,280	3,281	▲ 110(▲ 3.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 8,790,054	千円 2,001,557	千円 1,114,728	% 12.7	% 13.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費151,266千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 156	千円 590,645	千円 129,170	千円 238,658	千円 958,473	千円 6,144	千円 6,166

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

・平成29年4月1日～平成30年3月31日までの間、上下水道事業管理者の給料月額6%減額を行っております。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宇都宮市	43.8 歳	354,485 円	531,013 円
市町村(政令指定都市除く)平均	44.4 歳	343,700 円	513,093 円
事業者	61.6 歳		1,016,871 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宇都宮市	市町村(政令指定都市除く)平均
1人当たり平均支給額(28年度) 1,529 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,482 千円
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.80 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成29年4月1日現在)

宇都宮市	市町村(政令指定都市除く)平均
(支給率) 自己都合 早期・定年	
勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分	
勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分	
勤続35年 41.325 月分 49.59 月分	
最高限度額 49.59 月分 49.59 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額 16,721 千円	1人当たり平均支給額 10,251 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		36,916 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		236,641 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
宇都宮市(※)	6.0 %	156 人	6.0 %

(注) (※)市外に所在する市の施設などに勤務する職員を含みます。

エ 特殊勤務手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		1,738 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		44,564 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)		25.0 %		
手当の種類(手当数)		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する支給単価
給水装置等作業手当	技能労務職	給水装置等の修繕及び 休止作業	281 千円	月額 2,000円
特殊現場業務手当	行政職・技能労務職	液体塩素の薬品受入・ 切替業務	477 千円	日額 300円
特別勤務手当	行政職	水質の分析業務	223 千円	月額 3,300円
浄配水作業手当	行政職・技能労務職	水道施設の維持管理業 務	405 千円	日額 300円
徴収手当	行政職	庁外における水道料 金, 下水道使用料等の 徴収	0 千円	日額 250円
		停水処分収納業務	352 千円	日額 400円

オ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	43,940 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	301 千円
支給実績(27年度決算)	57,255 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	395 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外の扶養親族 ①配偶者が無い場合の1人目 11,000円 ②その他の扶養親族1人につき 6,500円 ③満16歳到達の年度初めから、満22歳到達後最初の年度末までに該当する子がいる場合の加算額1人につき 5,000円 ※上記内容及び支給単価は、平成28年4月1日現在の情報となります。なお、平成29年4月より人事院勧告を踏まえた制度に見直しを実施しております。	同じ		16,450 千円	238,406 円
住居手当	借家・借間 ・家賃10,000円超 23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃-23,000) ×1/2+11,000円 それぞれ求めた額に1,500円を加算した額 (支給限度額28,500円)	同じ		9,213 千円	317,690 円
通勤手当	・交通機関利用者 最長通用期間の定期券相当額 (支給限度額55,000円) ・交通用具利用者 以上 以下 2~4km 2,000円 超 以下 4~8km 4,700円 8~12km 7,400円 12~16km 10,100円 16~20km 12,800円 20~24km 15,500円 24~28km 18,200円 28~32km 20,900円 32~36km 23,600円 36~40km 26,300円 40~44km 29,000円 44~48km 31,700円 48~52km 34,400円 以下4kmごとに 2,700円を加算 (支給限度額55,000円)	同じ		12,761 千円	91,806 円



管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給		同じ	/	8,175 千円	8,175,000 円
	級	手当額(円)				
	9級	98,400				
		89,000				
		82,000				
	8級	80,800				
		72,500				
	7級	71,600				
61,500						
49,500						
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ	/	905 千円	6,199 円	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ	/	0 千円	0 円	
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 1回 4,800円  (5時間未満の勤務は2,400円)	同じ	/	0 千円	0 円	

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 12,283,454	千円 1,180,967	千円 545,736	% 4.4	% 4.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費217,704千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
28年度	人 90	千円 338,443	千円 79,543	千円 135,909	千円 553,895	千円 6,154

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,130

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宇都宮市	42.8 歳	353,183 円	531,287 円
市町村(政令指定都市除く)平均	43.3 歳	318,165 円	510,993 円
事業者	- 歳	- 円	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宇都宮市	市町村(政令指定都市除く)平均
1人当たり平均支給額(28年度) 1,510 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,474 千円
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.70 月分 ( 0.80 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成29年4月1日現在)

宇都宮市	市町村(政令指定都市除く)平均
(支給率) 自己都合 早期・定年 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額 19,010 千円	1人当たり平均支給額 7,290 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		21,143 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		234,922 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
宇都宮市(※)	6.0 %	90 人	6.0 %

(注) (※)市外に所在する市の施設などに勤務する職員を含みます。

エ 特殊勤務手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		1,003	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		100,300	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)		11.1	%
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(28年度決算) 左記職員に対する支給単価
特殊現場業務手当	行政職・技能労務職	公害防止のための測定業務等	11 千円 日額 300円
		公共下水道渠工事検査業務等	0 千円 日額 350円
特別勤務手当	技能労務職	汚水・雨水管きよ清掃業務等	771 千円 日額 800円
徴収手当	行政職	庁外における水道料金, 下水道使用料等の徴収事務業務	0 千円 日額 250円
		停水処分収納業務	146 千円 日額 400円

オ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	30,255 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	356 千円
支給実績(27年度決算)	37,520 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	431 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外の扶養親族 ①配偶者が無い場合の1人目 11,000円 ②その他の扶養親族1人につき 6,500円 ③満16歳到達の年度初めから、満22歳到達後最初の年度末までに該当する子がいる場合の加算額1人につき 5,000円 ※上記内容及び支給単価は、平成28年4月1日現在の情報となります。なお、平成29年4月より人事院勧告を踏まえた制度に見直しを実施しております。	同じ		9,917 千円	220,378 円
住居手当	・家賃10,000円超 23,000円以下 家賃－12,000円 借家・借間 ・家賃23,000円超 (家賃－23,000) ×1/2+11,000円 それぞれ求めた額に1,500円を加算した額 (支給限度額28,500円)	同じ		6,964 千円	331,619 円
通勤手当	・交通機関利用者 最長通用期間の定期券相当額 (支給限度額55,000円) ・交通用具利用者 以上 以下 2～4km 2,000円 超 以下 4～8km 4,700円 8～12km 7,400円 12～16km 10,100円 16～20km 12,800円 20～24km 15,500円 24～28km 18,200円 28～32km 20,900円 32～36km 23,600円 36～40km 26,300円 40～44km 29,000円 44～48km 31,700円 48～52km 34,400円 以下4kmごとに 2,700円を加算 (支給限度額55,000円)	同じ		6,230 千円	84,189 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ	/	4,031 千円	806,200 円	
	級					手当額(円)
	9級					98,400
						89,000
						82,000
	8級					80,800
						72,500
	7級					71,600
						61,500
49,500						
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ	/	140 千円	1,647 円	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ	/	0 千円	0 円	
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 1回 4,800円  (5時間未満の勤務は2,400円)	同じ	/	0 千円	0 円	